

財産開示手続（債務名義による）申立費用・添付書類一覧

(R6.10.1)

1. 申立手数料 2000円（収入印紙で納付）

ただし、債権者が1名増えるごとに2000円ずつ追加

2. 郵送費用（現金予納） 6,000円

3. 提出書類

① 財産開示手続申立書（申立書に以下4記載の2種類の目録をホチキス止めしてページ数を付したもの）

② 執行力ある債務名義正本

(1) 執行文が必要です。ただし、不要のものもあります（例 家事審判書正本、家事調停調書正本（養育費、婚姻費用分担金、扶養料、遺産分割金、財産分与等を請求する場合）、仮執行宣言付支払督促正本、仮執行宣言付少額訴訟判決正本）。

(2) 家事審判書正本の場合は確定証明書が必要です。

③ 債務者に対する債務名義正本の送達証明書

④ 商業登記簿謄本または代表者事項証明書（当事者が法人の場合）

※ 法務局に申請して入手してください。

⑤ 住民票（当事者（個人）の現住所が債務名義記載の住所と異なる場合）

⑥ 戸籍謄本（当事者（個人）の氏名が債務名義作成時から変更している場合）

⑦ 証拠書類

ア 民事執行法197条1項1号の主張をする場合

→例：配当表写し、弁済金交付計算書写し、不動産競売開始決定写し、債権差押命令写し、配当期日呼出状写し

イ 民事執行法197条1項2号の主張をする場合

→例：財産調査結果報告書及び添付資料（債務者住所地の土地・建物の不動産登記事項証明書（申立前3ヶ月以内発行のもの）が必要となります。法務局に申請して入手してください。）

ウ 民事執行法197条3項の主張をする場合

→例：財産開示期日調書写し、財産調査結果報告書及び添付資料、退職証明書

⑧ 債務名義等還付申請書及び請書（債務名義等の返却を希望する場合）

※④、⑤、⑥は申立前3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

また、名称や住所地等について、債務名義に記載されたものから現在のものまでのつながりを示す資料（戸籍の附票等）を求められる場合があります。

4. 添付目録

申立書使用分以外に、写し（コピー）を用意してください。

当事者目録・請求債権目録→いずれも1部ずつ

〒505-0116

岐阜地方裁判所御嵩支部情報取得事件係

TEL0574-67-3111

〒506-0009

岐阜地方裁判所高山支部情報取得事件係

TEL0577-32-3313

※ 詳細については、申立てをする各裁判所までお問合せください。